

第 3 6 号議案

豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

豊川市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和 5 3 年豊川市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「児童扶養手当法に規定する児童扶養手当」を「児童扶養手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。